

入札公告

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、野々市市財務規則（昭和59年野々市町規則第1号）第110条の規定により公告する。本入札は、開札後に資格要件の適否審査を行い落札者を決定する事後審査型制限付き一般競争入札とする。

平成30年3月9日

野々市市長 栗 貴 章

第1 一般競争入札に付する事項

- | | | | | |
|---|---------|----------------------------------|-------------|-----------------------|
| 1 | 工事名 | 野々市市西部中央土地区画整理事業 高尾郷線街路築造工事 第6工区 | | |
| 2 | 工事場所 | 野々市市田尻町 地内 | | |
| 3 | 完成期日 | 平成30年9月28日 | | |
| 4 | 工事概要 | (排水工) | 自由勾配側溝工 | L=164m |
| | | | ボックスカルバート工 | L=48m |
| | | | L型側溝工 | L=159m |
| | | | 街渠柵工 | N=31箇所 |
| | | (舗装工) | 表層工 (B交通) | A=1,064m ² |
| | | | 基層工 (B交通) | A=1,064m ² |
| | | | 上層路盤工 (B交通) | A=1,064m ² |
| | | | 下層路盤工 (B交通) | A=1,064m ² |
| 5 | 予定価格 | 40,608,000円 (税込み) | | |
| 6 | 低入札基準価格 | 有 | | |
| 7 | 入札方法 | 電子入札による | | |

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 共通資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本入札の公告の日からこの工事の開札の日までのいずれの日においても、野々市市指名競争入札参加資格者の指名停止に関する要綱（平成17年野々市町告示第113号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、資格の再認定を受けた者は除くものとする。
- (4) 役員（役員として登記、又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (5) 野々市市の市税を滞納していないこと。

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に係る営業所の所在地が石川県石川土木総合事務所管内にあること。

- (2) 平成29・30年度における野々市市指名競争入札参加資格者名簿において、土木一式工事の総合点数が860点以上であること。
- (3) 平成29・30年度野々市市競争入札参加資格審査申請時に提出した経営事項審査結果通知書において、土木一式工事の年間平均完成工事高が75,000千円以上であること。
- (4) 次に掲げる要件をすべて満たす者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。
 - ア 3カ月以上の雇用関係にある者
 - イ 一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者
 - ウ この工事の配置予定技術者については、「野々市市が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」に該当する場合、この工事を含む二以上の工事を主任技術者として兼務することができるものとする。なお、当該兼務については第10 5の承認が必要である。ただし、落札金額が低入札基準価格を下回った場合は兼務を認めない。
- (5) 平成19年度以降に石川県内において、公共機関等（国、地方公共団体、公団又は公社等）が発注した請負金額28,000千円以上の土木一式工事を元請として施工した実績（施工中を除く。）を有すること。

第3 設計図書等の閲覧方法

1 閲覧方法

入札情報システムの入札予定画面から本工事に係る設計図書等をダウンロードすること。

2 閲覧期間

入札公告日から入札書提出締切日時まで

第4 設計図書等の質問及び回答

1 質問期限

平成30年3月20日（火）正午まで（締切厳守）

2 質問方法

設計図書等に関して質問があるときは、簡易な事項に関するものを除き、質疑書に記載のうえメールにて行うこと。質疑書は、入札情報システムからダウンロードすること。質疑書を送信するときの表題は、「高尾郷線街路築造工事第6工区」とすること。質問がない場合でも質疑書に「該当なし」と記載しメールすること。

3 メール送付先

産業建設部都市計画課都市計画係 担当 中田 (y-nakada@city.nonoichi.lg.jp)

なお、メール送信した場合は、産業建設部都市計画課都市計画係（電話076-227-6091）にメール到達確認の電話を入れること。

4 質問の回答

平成30年3月23日（金）午後3時00分までに入札参加者全員にメールにより行う。

なお、質疑書の送信のない入札参加者への回答は行わない。また、いずれの入札参加者からも質問がなかった場合については、その旨の通知を行わない。

第5 入札参加申込手続き

この入札に参加を希望する者は、入札参加申請書（様式第1号）を添付の上、野々市市電子入札システムにおいて参加申込をすること。入札参加申請書を添付する際のファイルの名称は、「高尾郷線街路築造工事第6工区」とし、その前にかっこ書きで自社名称を付けること。添付する書類の形式等は野々市市電子入札運用基準「3. 関係書類の提出」に従うこと。

1 受付期間

平成30年3月16日（金）午前9時00分から平成30年3月20日（火）正午まで（時間厳守）

2 紙入札方式の承認

やむを得ない事由(注)により電子入札システムで参加できない者は、入札参加申請書及び野々市市電子入札運用基準に定める紙入札方式承認願を平成30年3月20日(火)正午までに総務部財政課へ直接持参のうえ提出すること。

(注) やむを得ない事由

- (ア) 商号及び名称、所在地、代表者の変更により、電子証明書(以下「ICカード」という。)の取得が間に合わない場合
- (イ) ICカードの破損、盗難等による再発行手続き中の場合

第6 入札執行の場所及び日時

- 1 入札開始日時 平成30年3月26日(月)午前9時00分
- 2 入札書提出締切日時 平成30年3月27日(火)午後1時00分
- 3 開札日時 平成30年3月28日(水)午前9時00分

ただし、紙入札で参加する者は、開札日時に野々市市が指定する場所において入札に参加することとする。

第7 工事費内訳書の提出

入札に際し、工事費内訳書を必ず提出すること。工事費内訳書の様式は自由であるが、内訳金額の明らかなもので、入札書に記載されている入札金額に対応したものであること。

また、電子入札システムに添付する際は、工事費内訳書のファイル名を「高尾郷線街路築造工事第6工区」とし、その前にかっこ書きで自社名称を付けること。

第8 入札保証金

免除する。

第9 入札参加資格審査

開札時点では、落札を保留して、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込をした者を落札候補者として入札参加資格の審査を行うこととする。ただし、低入札基準価格を下回る入札があった場合は、野々市市低入札基準価格取扱要綱(平成20年野々市町告示第122号)に基づき落札候補者を決定する。

なお、最低の価格をもって申込をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

入札参加申請者は、次項に掲げる書類について本工事の開札日時までに用意し、落札候補者となる旨の宣言又は通知を受けた者は、平成30年3月28日(水)午後3時までに総務部財政課へ直接持参すること。

第10 資格審査提出書類及び留意事項

- 1 入札参加資格確認申請書(様式第2号)

提出者は、記名押印すること。

- 2 同種・類似工事の施工実績調書(様式第3号)

第2.2(5)に該当する実績を記載すること。

なお、調書に記載した工事に係る契約書の写し又はCORINSカルテを添付すること。

- 3 配置予定技術者調書(様式第4号)

本工事に配置予定の現場代理人及び主任技術者等を記載すること。現場代理人が主任技術者等を兼ねる場合は、その旨記載すること。

なお、それぞれの主任技術者等の資格、免許証等の写しを添付すること。

4 経営事項審査結果通知書

平成29・30年度野々市市競争入札参加資格審査申請時に提出した経営事項審査結果通知書（写し）及び審査基準日が本入札公告日から直近の経営事項審査結果通知書（写し）

5 主任技術者の兼務承認申請書（第2.2（4）ウにより主任技術者の兼務を申請する場合に限る。）

第11 落札者の決定

落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札者として決定し、その旨を通知する。

第12 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第13 入札に関する無効事項

本公告に示した入札参加資格の無い者、申請書に虚偽の記載をした者、その他野々市市競争入札取扱要綱（平成19年野々市町告示第75号）に違反した者の入札は無効とする。

第14 契約の条件

- | | |
|--------------|--|
| 1 契約書の要否 | 要（落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内（野々市市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）に契約を締結すること。） |
| 2 契約保証金 | 要（請負金額の100分の10以上） |
| 3 工事代金の支払条件等 | |
| 前払金 | 有（請負金額の40%以内。10万円未満切り捨て。） |
| 中間前払金 | 有（前金払をした工事で請負金額の20%以内。10万円未満切り捨て。） |
| 部分払い | 無 |

第15 契約の条項等を示す場所

野々市市建設工事請負契約書は、総務部財政課において縦覧することができる。

第16 その他

- 1 野々市市は、本工事に係る入札参加資格条件を満たす者が入札参加申込をしないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- 2 提出資料の作成に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- 3 この入札に係る落札及び契約締結は、本工事に係る予算が平成30年度への繰越承認がなされることを条件とする。

第17 問い合わせ

この公告の詳細等については、下記までお問い合わせください。

野々市市総務部財政課契約入札係

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地

電話 076-227-6032 FAX 076-227-6258